

# 塩尻西小学校 P T A 役員選出内規

第 1 条 この規程は、塩尻西小学校 P T A 会則第 6 条の規定に基づき定めるものである。

第 2 条 次の役員は、選挙、立候補、推薦等により選出する。

- ( 1 ) 会長 1 名
- ( 2 ) 副会長 2 名

第 3 条 第 2 条の役員選出のため、役員選出選考委員会を設置する。選挙執行の場合は、同委員会が、選挙管理委員会を兼ねるものとする。

- 1 役員選出選考委員長は、当該年度の学年部長とする。
- 2 役員選出選考委員は、当該年度の、三役、各部部長、4 年学年会長、5 年学年会長で構成し、同小委員会は、当該年度の学年部長及び三役で構成する。
- 3 役員選挙立候補者は、選挙管理委員を兼ねることはできない。
- 4 選挙管理委員会は、役員選挙に関することを管理、執行する。

第 4 条 選挙は、臨時評議員会において出席者による無記名投票を行い、得票数の多い者から順次に当選人として選出する。ただし、得票数が同数で当選人を決定することができない時は、その同数得票者で再度投票を行い、前述の方法で当選人を決定する。

第 5 条 第 2 条の立候補者が定数内の場合は、役員選考委員会において候補者を選出し、評議員会において役員を選出する。

第 6 条 第 2 条の役員に立候補する者の条件は、原則として当該年度の 4 年生及び 5 年生の保護者とする。

附則

この規程は平成 1 7 年 1 0 月 1 3 日から施行する。